# 玉 立 大学法 人京 都 大学 時 間 雇 用 教 職 員 就 業 規 則 の 全部 を 改 正 する 規 則

- 玉 立 国大 立学 京大 京大 都学 大時 学間 時雇 間用 雇教 用職 教員 我職員就! 業則 規(則平 成 +六年達示第七十三号) の 全部を次のように改正す

- 義を規 を定めることを目的と 規定に基づき、国立大 この規則は、国立+ {とする。 |大学法人京都大学(以下「大学」という。 |工大学法人京都大学教職員就業規則(平成 。) に雇用・脱十六年達 で示れ 7る時間雇用第七十号。 |用教職員の労働条件、服務その以下「就業規則」という。) 第 他就条 業第 に四 関項 す第 るニ
- 第則二(事号 条資この条定項の条目 が 就 規
- 別表第二及び別表第三の職名ごとの区

一分に

応

- 準で をな 通い 知
- 時 間 雇 用
- という。 そ
- この場

- じ第

第

- 八〜七〜 条採条採 員 の 採用 は 選 考により行
- 用 職類職
- 員とし て新 た ات 採用され た き者は、 次の各号に掲げる書類 を速やかに大学に提出しなけ れ ば ならな
- 必項 要証
- と明認書 め る 書 類

- 条労前 **ഗ** 記 載 事 項 に 異 動 が あっ たと き į そ の 都 度 速 ゃ か に 文書をもっ 7 大学 ات 届 け 出 な け れ ば な 5 な
- 九へ 採 用 予定者に 対 Ų 次の各号に掲げ る 事 項 を 明 示する

条採明 休 休 用示表災職安退憩始契就給 量で採採第一州が表次職安返忘始契訊結 働項 換第の用用八次のは彰害業全職時業約業与時条の ご二他に面条の取、及補訓及に間及期のに間件提 節採必接の各消前び償練び関、び間場関雇の出 用要に提号)項懲及に衛す休終及所す用明書 配でなる出表の第二次表際である。 第一号から第五号までに掲げる第項 (解雇の事由を含む。)る事項 (解雇の事由を含む。)る事項 (解雇の事由を含む。)な事項 (解雇の事由を含む。)な事項 (解雇の事由を含む。)な事項 (解雇の事由を含む。)な事項 (解雇の事由を含む。)な事項 (解雇の事由を含む。)な事項 (解雇の事由を含む。)な事項 (解雇の事用を含む。)な事項 (解雇の事用を含む。)な事項 (解雇の無用に当たっては、採 第三十 八 条第 項 又は第 項 に よる 勤 務時間 を L١ う。

以下同じ。)

を超える労働

の

有

頂

頂

+~ を 取 IJ 消すことがある

る

も

の

に

. つ

7

は

文書を交付

し

ζ

そ

ഗ

他

に

つ

١J

て

は

口頭で行う。

配でな当出の置き資た書一 換な格り類に いを虚に該 事取偽不当 情得の実す がで陳記る 生き述載場 じながが合 たかさった 場合には、 は たいされた。 場た場採 合場合用

合

2 第 +~ 前一配 項条置 三規時)節定間 に雇 退よ用 職り教 及配職 び置員 ひ旦へ解換は、 命業 ぜ務 ら上 れの た都 時合 間に 雇よ 用り 教配 職置 員換 はを 命 正ぜ当ら Tな理由がなごれることがあ

いあ

限る

ij

拒

むことができな

〜第の 雇を

二退

第 +~ 承への認契各 さ約号 れをの た更一 にとき。 更新する場合を除く は、 退 職とし、 時 間 雇 用 教 職 員 ع ا 7 の 身分を失う。

期死退契

契

2 第 前十个 前ま三 項で条約 のに 作用教職 にだけ、 にた時間 員当雇 が該用 契契教 約約職 を期員 更間に 新満つ し了い な後て、 いに 理更契 由新約 にを期 つ行間 いわ満 てな了 証い後 明こに書と更 をを新 請あを 求ら行 しかわ たじな とめい き通場 に 知合 し し に 遅ては、 滞い なる当 く場該 こ合契 れば約を、期 交こ間 付の満 す限了 るり日 もでの のな三とい十

け十つる 解時れ四自 雇間ば条己 都 開ら時合 教な間に 職い雇よ 用る 教退 職職 員手 は続 自 己 の 都 合 に ょ IJ 退 職しようとすると き į 退 職 を予定する 日 の三十日前 まで に 文書 を

雇な 員 は、 退 職 を 申 U 出 て ŧ 退 職 す るまでは、 従 来 Ó 職務 に 従 事 Ū なけ れ ば なら

な

もっ

7

申

U

出

- 項ただ U 書 の規定

に

該

- 第十五条 時間雇用教職員が禁錮以上の刑(執行猶予が付された場合を除く。)に処せられた場合には、解雇する。

  一 職務流行に必要な資格を要失した場合

  一 職務流行に必要な資格を要失した場合

  一 職務流行に必要な資格を要失した場合

  一 職務流行に必要な資格を要失した場合

  一 世界にしていて平均資金を支払ったといい。

  「解雇制限)

  「解雇制限)

  「解雇制限)

  「中期に定める産前産後の期間及びその後三十日間

  一 不判定とめる産前産後の期間及びその後三十日間

  一 保解雇制度。

  一 一 関係を入ては時間雇用教職員が開雇用教職員の解雇がやむを得ない」場合

  (解雇制度)

  「経済合は、この限りではい。

  「持済合は、この限りではない。

  「有済合は、この限りではない。

  「有済合は、この限りではならない。

  第十九条、退職した者とは時間雇用教職員が開産用教職員の解雇でもたた、天災事をその他やむを得ない事由のために事業のの第十七条、第十五条の規定により時間雇用教職員の解雇でもいる場合は、大学から貸与された物を取り揃えて返納しなければならない。

  「直線の事由 (解雇の場合は、その理由)

  「直線の事由 (解雇の場合は、その理由)

  「自然の事由 (解雇の場合は、日の定は、日本に対しないまのにより退職した。

  「自然の事由 (解雇の場合は、日の理由)

  「自然の事由 (解雇の場合は、日の定は、日本に対しないまのにより退職した。

  「自然の事由 (解雇の場合は、日の理由)

  「自然の事由 (解雇の場合は、日の定は、日本に対しないまのによりに表しないまのによりに表しないまのによりに表しないまのは、日本に対しな 政事定 官業め 庁のる の継平承続均 認が賃 を不金 受可へ け能以 たと下
  - 職明し書 たを た場合は、 こ場 れ合

  - なくこれを交付する。

  - ح ۱۱ 、 う。 第二

一条に定

- 用 教 職 員 の 給 与 ば 基 本 給、 通 勤 手当、 特 殊 勤 務 手当、 特 地 勤 務 3手当、 超 過 勤 務 手当及び 夜 勤 手当と す
- 用 教 職 員 の 基 本 給 は 時 間 給 ع す
- 掲げる額とする。の別に、次の各号 らったがころったが たんだめ る 額 個 ٢ 別 す る。 に 承
- 欄に掲げる額とする。 承認を受け た場合 ιţ そ の 額 ۲ す

- 与規程 第十 条に 定 んめる 教 職
- 当を支給することがで ㅎ
- 支給することがで設に勤務する時間関 す خ چ ただし、 できる。『雇用教 教 こ 職 の 員 場 に 合 に 教 お 職

員

L١

- 定 す る 勤 務 時 間 あ た IJ の 給 与

- 発 展 に 努 め な け れ ば な 5 な L١

わ

務務月い条専条専 しし 行 為 を して れ は なら は な

免

除

<del></del>

た

時

間

給

与

を

- 払 勤勤六な 時時を 間間超 内内え ににる 過組期 半合間 対のである。一数代表が表現である。 者参務 と加に ひして協議されて協議されて いっこう すを者 る承が、 こ認いとさ勤 をれ務 承た時 認場間 さ合内 ات 総 合的 な健 康 診 査 を受けることを承認され た場 合
- れ た 場
- 2 前 項 谷号の 承認手 続 は 就 業規則 の 適用を受け こる教職 員に準ずるものとする

職 場 の 秩 序 を保持し、 互 しし に 協 力 U て そ の 職 務を遂 行 し な け れ ば ならな

為を して は ならな

とそ の 利 益 を 害 又は 教 職 員 全 体の 不名誉 となるような行為をすること。

の 他 の 秩 序 風 紀 を 乱 す 行 為をすること。

職員としてふされずる金品の貸借をいて「学内」といいて、 わをずと へない行為をすること。 又は物品の売買笠行為をすること。つ。) で、喧騒その 等を行うこと。

第 第 第 三への三へ学三へ八七六五四 十入防十七数十倫 )を準用する。係る倫理原則は

及

び

倫

理

の

保

持を図

る

た

め

ī

必

要

な

事

項に

つ

١J

7

Ŕ

玉

立 大学

法 人京

都

大

|号)を準用する を準用する。 つ しし て ij 玉 I立大学 法 人京 都 i 大学に おける セクシュ ァ ル ハラスメント

のあるとき。 ヨするときは、 の 入構を禁 止 又 í 退出させることがあ

2 欠 勤 所 定 の 終 業 時 刻 前 に 退 出 さ

せ られ たときは 早退 とし て 取 IJ 扱う も の غ

)時刻並 び に 休憩 一時間 は 次 の 各号に定めるとおりとす

の 勤 務 時 間 の 四 分の三を

んは、 に |押印に訂正するものとす|| 直ちに出勤簿又は勤務表 とする。勤務表に 押 印 す Š も の ح す ź ただ Ų ゃ む を 得 な しし 場 合 اتا は

超

え

な

L١

範

囲

内

に

お

しし

て

個

別

に

定

め

ることが

四个四个署

を下 回 5 な しし ように 個 別 に 定 め

外時時の間 間勤雇 雇務用 用 教 職 員 は 業 務 の 都 合上必要があると認め る場合 は 出 張そ の 他 事 業 場 外 で の 勤 務 (以下この 条に お しし

て

事

業

間務し間業務外の、雇場 雇場 た は間、を も を の 当勤 ح 該務 業し み な 務た す 。にも 関の しと てみ はなって す

2第 つ四へ該た外に前十時業だ時事勤 て項 はの条外の あらかじめ行うが勤務又は休日数 1政官庁に 対象を に休命 届日ず けにる 出るもれるもの の勤あ と務る。 すに

る

	八日	五年
	•	[] 4
	六日	四年
	四日	三年
	二日	二年
	- 日	一年
	日数	六月経過日から起算した継続勤務年数
数の区分に応じ同表の下欄に掲げる日数を加算した日数(当該日数が二十日を超える場合である。 年間の全勤務日の八割以上出勤した場合である。 、次各号に定める日数とする。 、次各号に定める日数とする。 、次各号に定める日数とする。 、次各号に定める日数とする。 、次各号に定める日数とする。 、次格号に定める日数とする。 、次格号に定める日数とする。 ・ の一年間においては、事後に遅滞なく届け出るものとする。 ・ の一年間の主題なる。 ・ の一年間においては、事後に遅滞なく届け出るものとする。 ・ の一年間の主題なる。 ・ の一年間の主題なる。 ・ の一年間の主題なる。 ・ の一年間の主題なる。 ・ の一年間において、 ・ では、 ・ では、 では、 では、 では、 では、 では、 では、 では、	3年数の区分に応じ同表の下欄にの一年間の全勤務日の八割以上出別日から一年六月以上継続勤務した行政官庁の許可を受ける暇がない。時間雇用教職員、一週間の勤務に行政官庁の許可を受ける暇がない事由によって、臨時の必要があれて、次各号に定める日数とする。然定による労働時間を超える勤務によって、臨時の必要があい事由によって、臨時の必要があい事由によって、臨時の必要があい事由によって、臨時の必要があい事由によって、臨時の必要があい事由によって、臨時の必要があい事由によって、臨時の必要があい事由によって、臨時の必要があいます。	は、こ十日) (時間外勤務の休憩) (時間外勤務の休憩) (時間外勤務の休憩) (時間外勤務の休憩) (時間外勤務の休憩) (時間外勤務の休憩) (時間外勤務の休憩) (時間外勤務の休憩) (時間外勤務の休憩) (時間外勤務の休憩)

期間らの 間の六期 の全月間週 項勤間に間 の務継よの 区日続つ勤 一分の勤て務 ご八務勤日 数た八れさ 場割てれ合以いて 上るい 次出時る の勤間時 し雇間 用雇 年 間又教用には職教 2おいて、次の表の一週間又は一2雇用の日から一年六月以上継続員で一年間の勤務日が四十八日職員 (一週間の勤務時間が三十: 一続日年勤以 時 +間の勤務日の日数欄の区分に応じ、継頭務し六月経過日から起算してそれぞれ以上二百十六日以下であるものが、雇用間である時間雇用教職員を除く。) 及び 続のの週 勤 一日以 務年か外

			継続勤務期間						
六年六月以上	五年六月	四年六月	三年六月	二年六月	一 年 六 月	六月			
十五日	十三日	十二 <sub>日</sub>	+ 日	九日	八日	日十	二百十六日まで	四日	
十 一 日	+田	九日	八日	六日	六日	五日	百二十一日から	三田	一週間又は一年即
七日	六日	六日	五日	四日	四日	川田	百二十日まで	=	週間又は一年間の勤務日の日数
三日	三日	三日	二日	二日	二日	I III	七十二日まで四十八日から	- 日	

3 2 元 を 常 務 十年年年得年な年専前 証選六次次次な次運次念項 鑑定人、参考人等として国会、裁判所、地方公共団体の議会その他官公署へ出頭する場合で、その勤務しないことがや性その他公民としての権利を行使する場合で、その勤務しないことがやないの各号に掲げる場合には、時間雇用教職員は、あらかじめ休暇簿に所要の事項を記入して届け出なければならない。収を取得しようとする時間雇用教職員は、あらかじめ休暇簿に所要の事項を記入して届け出なければならない。ただし、上支障を生ずると認める場合には、他の時季に与えることがあるものとする。とは、・時間雇用教職員の請求した時季に与えることができる。ただし、時間雇用教職員の請求した時季に与えることがあるものとする。これを当前といっては、体の時季に与えることがあるものとする。 の び 職 正

む期

を間

にい内 を取り 女 リ扱う業務、1時間雇用教 教 職 有害ガスを発散する場所に 員及 び 産 後 年を経 過 U !おける業務そのない女性時間雇! 他妊 産職 婦員 帰である女性の((以下「妊発 の産 妊婦 娠で あ 出る 産女 性 哺時 育間 等雇 に用 有教 害職 な員 業 務と

2 用 教 職員 が 請 求し た 場 合 ſά 午 後 + 時 か 5 午 前 五 時 ま で の 間 に お け る 勤 務、 ま た 所 定 の 勤 務 時 間 以 外 の 勤

第 条性用 に時教 規間職 定雇員 す用の る教健 健職康 康員診 診が査 查請 最要けるよった場合 た合 めばに、 に 勤そ 務の し者 なが い母 こ子と保 を健 承法 認へ す昭 る和 も四 の十 とする。 第 た百 だ四 + Ų 承号 認 さ第 れ十 た条 時に 間規 は定 す

2

2第 すず影 女 四 給る四 務 にい前る響妊性妊十妊前与保十妊を妊就う。 では、就業規則の適用を受ける教職員に準ずるものとする。 は、就業規則の適用を受ける教職員に準ずるものとする。 いは、所定の勤務時間の始め又は終わりにおいて、一日を通じて一時間を超えない範囲教職員が請求した場合において、その者が通勤に利用する交通機関の混雑の程度が固宜休息し、又は補食するために必要な時間、勤務をしないことを承認するものとする に、就業規則の適用を受ける教職員に準ずるものとする。 の女性時間雇用教職員が請求した場合において、その者の業務が母体又は胎児の健康保持に影響が の女性時間雇用教職員が請求した場合は、その者の業務を軽減し、又は他の軽易な業 の対験が関係を表現し、対し、対しの経験に関係を の対し、対し、対しの経験に関係を の対し、対し、対し、対し、対し、対しの経見にといる。 響なが業 څ あ務 るに と就 認か めせ るる とも きの はと す 当る。 該

3 範が 囲母 で体 勤又 務は し胎 な児 いの こ健 と康 を保 承持 認に

第 下に用国五へ 欄おす立十育 災業業一彰第のいる大条児第 **那八章 賞罰のとおりとする。**いて、「教職員」-あ あるのは「時間雇用教職員」と読み替えるほか、別表第七の上欄に掲げる育児・介護規程の条の担分の第十四条まで、第十五条第二項、第十七条第二項、第三十二条第二項及び第三十九条を除く。(私職員の育児・介護休業等に関する規程(平成十六年達示第八十四号。以下「育児・介護規程」といの育児休業、介護休業、育児部分休業(育児早退休業は除く。) 及び介護部分休業に関する取扱いに いについ 対規定は 規定は、同せ。)。この場へについては、 表合準

五へ 十表 で乗ります。 の務害務務条 他上又上成 特のは有績大 に犯事益の学 教罪故な向は 員未際明に次 の然、又多の ح 認 め る 時 間 雇 用 教 職 員を表彰

する。

五个五四三 職をの発上 の然、又多の模に特は大各 範防別顕の号 とぐの著功の し等功な労 てそ労改がに き顕者者 実著 績で があ あっ った た者

間

雇

用

教

職

員

が

次

条

の

規

定

に

ょ

る

懲

戒

事

由

に

該

す

る場

合

ば

これ

に

対

L

次

の

各

号

آ

定

め

る

X

分に

応じ

懲

することが

き 諭停減戒 旨職給告 日回の 職上額任 一がを 勧年平確 断告し、一均賃令に認し、 こ期の及 れ間 <u></u>び れに応じない場を定めて出勤一日分の半額、 戒 動を停止し、 かつ、一給 がる。 給 ع L て 給 与 を 減 額 す ಶ್

退以の責 の金 場勤 給 十日前に解雇を職務に従事させずう支払期における ずる、給 そ与のの るの、間総 の額 給与は支給しなの十分の一を上 い限

を

合

Iには、

を予告

す

予

告

U

な

١J

とき

Ιţ

平

均

賃金

の三十日分の

手当

即時は、 に に解雇する。一日についっ 7 平均 賃金 を 支払っ た 場 合 I お ĺ١ ては、 そ の 日 I 数 を 短 縮 す

五〜五 《下「懲戒規程」という。) を準用する「条・時間雇用教職員の懲戒の事由及风の事由及び手続)(一般を受けて、「ので、のででででででででででででででででででででででででででででいる。 ただし、予告の日) 学用する。 懲 戒の手続に つ い て ιţ 国 立 大学法 人京 都 大学 教 職 員 懲戒規程 平 成 +六年 達示第 八 八十六

ると きは 訓 告、 厳

ょ る 懲 戒 処

分

等

を

及 び そ の 他 の 関 係

ū 緊 急 の 措

域 に は立 ち 入らな

次の各 号 の に 該当 する場合は、 就 業 を 禁 止 することが あ る。 就 業 を禁止 され た 場 合は、 そ の 期 間 に つ

す人、 お保 そ菌 てれのある者の者及び保菌の の お それのあ る

六 ( 六 ( 十 旅 出 十 出 三 費 張 二 張 水を命じられる 業務-れ上 た必 時要間が 層雇用教場のある場合 職合 買し が、 出時 張間 を雇 終用 え教 た職 と員 きに出 は張 、速やかに報告 しあ なる け れ ば な 5 な

前 条 の 出 張 に要する 旅費については、 玉 立 大学法人京都大学旅費規程 (平成十六年達示第九十三号)の定めるところによる。

第 っによる。。次条において、資の業務災害 員 て「労災法」という。1(業務上の負傷、疾 ') 及び国立大学法人京都大学災害病、障害又は死亡) の補償につい 1補償規程 ( 次条において「ては、労基法、労働者災害 災補 害償 補保 償険 規法 程へ 昭

第 はよる。 の 通 勤 途 上 に おけ る 災害 ( 通 勤 に ょ る負傷、 疾 病、 障 害又は 死亡) の 取扱につい ては、 労 災法及び災 害

補

償

第 に前の例による。 以正後の第十五条第一項の規定にかかわらず、平 以下後の第十五条第一項の規定は、適用しない。 は、第二項ただし書の規定は、適用しない。 は、平成十七年四月一日から施行する。 による。 による。 による。 の規則は、平成十七年四月一日から施行する。 の規則は、平成十七年四月一日から施行する。 の規則は、平成十七年四月一日から施行する。 の規則は、平成十七年四月一日から施行する。 の規則は、平成十七年四月一日から施行する。 の規則は、平成十七年四月一日から施行する。 実用 新案権及び 意匠 権) の 取 扱いについ ては、 京 都 大学発明規 程 平 成 + 六年 -達示第 九

2 1 雇る 用する者のうち、 平 成十七年三月三十一 日に 時 間 雇用教職 員であっ た 者につい 7

3 平成十六年三月三十一日以前に U た行 為 に より 禁 多個以 上 の

刑に

処 せ

5

れ

た 場

合は、

な

ば

# 別表第一

職種	資格・職務能力	職務内容	雇用年齢上限	その他の事項
事務補佐員	当該業務の遂行能力がある者	事務の補佐業務に従事	満60歳	・当該雇用経費の趣旨に添った雇
技術補佐員		技術に関する職務の補佐	(ただし、大	用に限る
		業務に従事	学が特に認め	・学生は、原則として週20時間
			た場合は、こ	以内の勤務
医療技術補佐員		医療技術に関する職務の	の限	
		補佐業務に従事	りでない。)	
看護技術補佐員		看護技術に関する職務の		
		補佐業務に従事		
技能補佐員		技能に関する職務の補佐		
		業務に従事		
教務補佐員		教務に関する職務の補佐		
		業務に従事		
労務補佐員		労務作業に従事	満63歳	
			(ただし、大	
			学が特に認め	
			た場合は、こ	
			の限りでな	
			61°)	
技術補佐員(研究支		当該研究プロジェクトに	満60歳	・当該研究支援推進経費にて雇用
援推進員)		係る特殊な技能や熟練し	(ただし、大	される場合に限る
技能補佐員(研究支		た技術を必要とする研究	学が特に認め	・学生、研究生等を除く
援推進員)		支援業務に従事	た場合は、こ	・選考基準は当該部局が定める
			の限りでな	
			<b>(1.</b> )	

職種	資格・職務能力	職務内容	雇用年齢上限	その他の事項
医師	当該医師又は歯科医師としての業	診療業務	満63歳	・当該業務遂行にあたり配分の受
歯科医師	務の遂行能力がある者		(ただし、大	けた雇用経費にて雇用される場合
			学が特に認め	に限る
			た場合は、こ	
			の限りでな	
寄附講座教員	当該講座又は研究部門教員として	当該講座又は研究部門に	61 <sub>0</sub> )	・当該講座又は研究部門の継続し
寄附研究部門教員	の業務の遂行能力がある者	おける教育研究に従事す		ている間、雇用可能
		るほか、本学の定めによ		・当該寄附講座又は寄附研究部門
		り教育研究に支障のない		の設置に係る寄附金にて雇用され
		範囲内でその他の授業又		る場合に限る
		は研究指導を担当する		・選考方法、選考基準は当該講
				座・研究部門を置く部局が定める
研究員(科学技術振	次の各要件をすべて満たす者	当該プログラムに係る研		・当該プログラムの継続している
興)	・13文科科第44号通知の各別	究又は教育に従事		間、雇用可能
	表における教授・助教授等の教			・当該科学技術振興調整費の
	員、主任研究員又は研究員として			(目)科学技術総合研究委託費に
	雇用される者であること			て雇用される場合に限る
	・当該研究又は教育の遂行上必要			・学生、研究生等を除く
	な能力を有すると研究代表者等の			
	所属する部局の長が認めた者			
	・博士の学位を取得した者、博士			
	の学位取得が確実な者又は博士の			
	学位を取得した者に相当する能力			
	を有すると研究代表者等の所属す			
	•	•	•	•

る部局の長が認めた者	<b>少数井同研究。受託研究</b>	・当該共同研究・受託研究のの継
		続 している間、雇用可能
		一
		・ 当該共同城九・支託城九の支八 資金にて雇用される場合に限る
1		・学生、研究生等を除く
· -	坐≒プロジェカトに係る	
		・ ヨ該ノロジェクトの継続している間、雇用可能
		・当該研究拠点形成費補助金(研究拠点形成費・リステアン・ファック
		究拠点形成費)にて雇用される場
		合に限る
1		・学生、研究生等を除く
の学位取得が確実な者又は博士の		・当該プロジェクトの継続してい
学位を取得した者に相当する能力		る間、雇用可能
を有すると拠点リーダー、研究代		・当該科学研究費補助金の直接経
表者又は研究担当者等の所属する		費にて雇用される場合に限る
部局の長が認めた者		・学生、研究生等を除く
・原則として他の職に就いていな		・当該寄附金にて雇用される場合
い者		に限る
		・寄附講座・寄附研究部門に係る
		ものは除く
		・学生、研究生等を除く
		・当該プロジェクトの継続してい
		る間、雇用可能
		・当該特別教育研究経費にて雇用
		される場合に限る
		・学生、研究生等を除く
		・当該プロジェクトの継続してい
		る間、雇用可能
		・当該大学改革推進経費にて雇用
		される場合に限る
		・学生、研究生等を除く
		1 1 1 1 1 1 1 1 1 1 1 1 1 1 1 1 1 1 1 1
	競争的資金に係る研究の	・間接経費にて雇用される場合に
		限る
	事	・学生、研究生等を除く
	3.	・前各項に掲げるもののほか,総
		長が認めるもの
	O WI / CIC IC T	・プロジェクト名等は,当該プロ
		ジェクト等の内容を示す名称とし
		て総長が定める
		・当該研究がプロジェクトである
		場合は、当該プロジェクトの継続
		している間、雇用可能
		・当該プロジェクト等経費にて雇
·	1	用される場合に限る
	上必要な能力を有すると研究代表 者等の所属する部局の長が認めた 者 ・原則として他の職に就いていな い者 次の各要件をすべて満たす者 ・当該研究の遂行上必要な能力を 有すると拠点リーダー、研究代表 者又は研究担当者等の所属する部 局の長が認めた者 ・博士の学位を取得した者、博士 の学位を取得した者に相当する能力 を有すると拠点リーダー、研究代 表者又は研究担当者等の所属する 部局の長が認めた者 ・原則として他の職に就いていな	・当該共同研究・受託研究の遂行 上必要な能力を有すると研究代表 者等の所属する部局の長が認めた者 ・原則として他の職に就いていない者 次の各要件をすべて満たす者 ・当該研究の遂行上必要な能力を有すると拠点リーダー、研究代表 者又は研究担当者等の所属する部局の長が認めた者 ・博士の学位を取得した者に相当する能力を有すると拠点リーダー、研究代表者又は研究担当者等の所属する部局の長が認めた者・原則として他の職に就いていない者

# 別表第三

ガス	資格・職務能力	職務内容	雇用年齢上限	その他の事項
講師	当該授業担当の遂行上必要な能力	・カリキュラムにおける	特に無し	・当該業務遂行にあたり配分の受
	  を有する者又は学生の研究指導能	授業を担当する		  けた雇用経費にて雇用される場合
	│ │力がある者	  ・学生の研究指導を行う		に限る
講師(研究機関研究	次の各要件をすべて満たす者	当該研究プロジェクトを	満63歳	・当該非常勤研究員経費、「大学院
員)	・博士の学位を取得した者又は博	推進するため、一定の職	(ただし、大	  教育充実支援経費」(ベンチャー・
講師(中核的研究機	   士の学位取得が確実な者。( 人	   務を分担し研究に従事	学が特に認め	  ビジネス・ラボラトリー経費)又は
関研究員)	文・社会科学の分野にあっては、		た場合は、こ	   研究拠点形成費補助金(研究拠点形
	博士の学位を取得した者に相当す		の限りでな	成費)にて雇用される場合に限る
	る能力を有すると認められた者を		l1。)	・研究拠点形成費補助金(研究拠
	含む。)			点形成費)にて雇用される場合
	・他に常勤の職等に就いていない			は、大学が特に認めた場合に限
	者			<b>వ</b> 。
				・大学院生、研究生、教育、研究
				指導を受けている者は除く
				・採用の選考は、当該部局が定め
				る選考基準に基づき、当該部局に
				おける人事選考の会議を経て行う
				・任用の通算期間は原則として2
				年とする。ただし、やむをえない
				場合であっても3年を限度とする
				・勤務時間は1週間あたり20時
				間を越えない範囲
ティーチング・ア	大学院に在籍する優秀な学生	学部学生、修士課程学生		・当該ティーチング・アシスタン
シスタント		に対し、教育的効果を高		ト経費、研究拠点形成費補助金(研
		めるため、実験、実習、		究拠点形成費)又は大学改革推進経
		演習等の教育補助業務に		費にて雇用される場合に限る
		あたる		・選考基準は当該研究科が定める
				・勤務時間は月40時間(週10時
				間程度)以内
リサーチ・アシス	将来、研究者となる意欲と優れた			・当該リサーチ・アシスタント経
タント	能力を有する大学院博士後期課程			費、研究拠点形成費補助金(研究
	に在学する学生	究補助者として従事し、		拠点形成費)又は大学改革推進経
		当該研究活動に必要な補		費にて雇用される場合に限る
		助業務を行う		・選考基準は当該部局が定める
				・1 人あたりの採用時間は、週 2
				0時間程度を上限とし、通算20
				0時間程度以上を標準とする(年
				度途中採用者の通算時間数は前任
				者と通算)
法科大学院特別教	法科大学院において実務基礎教育	法科大学院(法学研究科		・任期については、法科大学院の
授	を実施するため特に必要となる高	法曹養成専攻)における		定めによる
法科大学院特別助	度専門職業人	教授又は助教授の職務に		
教授		従事		

### 別表第四

<b>別衣</b> 第四		- BB /A
出 名	眼	1-3 //
事務補佐員	Α	900円
技術補佐員,技術補佐員(研究支援推進員)	В	1,000円
技能補佐員,技能補佐員(研究支援推進員)	С	1,100円
<b>労務補佐員</b>	D	1,200円
医療技術補佐員	Α	900円
	В	1,000円
	С	1,100円
	D	1,200円
	E	1,300円
	F	1,400円
	G	1,500円
	Н	1,600円
	I	1,700円
看護医療技術補佐員	Α	1,000円
	В	1,100円
	С	1,200円
	D	1,300円
	E	1,400円
	F	1,500円
	G	1,600円
	Н	1,700円
	I	1,800円
	J	1,900円
	K	2,000円
	L	2,100円
	М	2,200円
	N	2,300円
教務補佐員	А	1,000円
	В	1,200円
	С	1,400円
	D	1,600円
	E	1,800円

雇用する者の経験及び就かせる業務の内容等により単価を決定するものとする。

## 別表第五

職名	眼	計 間 給
医師,歯科医師	А	1,300円
寄附講座教員,寄附研究部門教員	В	1,500円
研究員(科学技術振興)	С	1,700円
産学官連携研究員	D	1,900円
研究員(COE)	E	2,100円
研究員(科学研究)	F	2,300円
研究員(学術研究奨励)	G	2,500円
研究員(特別教育研究)	Н	2 , 7 0 0 円
研究員(改革推進)	I	2,900円
研究員(学術支援)	J	3,100円
研究員(プロジェクト名等)	K	3,300円
	L	3,500円
	M	3,700円
	N	3 , 9 0 0 円

雇用する者の経験及び就かせる業務の内容等により単価を決定するものとする。

### 別表第六

職名	時 間 給 額
講師	学外者 (時間給)
	大学卒(新大卒)後の経験年数が20年以上 5,660円
	大学卒(新大卒)後の経験年数が9年以上20年未満 4,420円
	大学卒(新大卒)後の経験年数が9年未満 3,440円
講師(研究機関研究員)	(時間給) 3,900円
講師(中核的研究機関研究員)	
ティーチング・アシスタント	修士課程学生(時間給) 1,200円
リサーチ・アシスタント	博士後期課程学生(医学研究科においては、博士課程学生を含む)(時間給)1,400円
	法科大学院特別教授(時間給) 6,250円
法科大学院特別助教授	法科大学院特別助教授(時間給) 3,750円

育児・

規程 の 規 定

新を業に 前に付をよ条 紀定する産前の休暇又は産後の休暇に係る子に雇用教職員が、第十条第一項第三号に掲げある場合は、次のとおりとする。特別の事情がある場合において、その任期又は業をしている場合において、その任期又は計るの事情がある場合を除き、当該申出をおりの事情がある場合を除き、当該申出をお問雇用教職員の一歳に満たない子を養工該時間雇用教職員の一歳に満たない子を養 定雇あ続休特る該 期又は期間の終了%」ですることができ、 ただし、当該子に を養育するために、 ごうご 任いい学 て、 期へ 期又は期間の更に申し出ることに申し出ること 更間休と

2

職業 子げ がる 死事亡由 しに、該 該 又当はし 養た子こ 縁と 組に 等より よ育 り児 教休

た業 定雇 する教 申職 出員 こが、 係 る第 子十 が条 死第 亡し頃 、第 又四 人は養子! 縁げ 組る等事 に由 よに り該 時当間し 雇用教職員と別居たことにより育児

職業 光五号に 号に 又掲はげ 離る 婚事、由 由 婚に 姻該 の当 取し 消た 離と 縁に 等よ にり よ育 リ児

五 い月職大 「態として養育したとき(この号の規定に該当したである配偶者(以下この章及び次章において「2当該申出に係る育児休業をし、当該育児休業の2児休業等により子を養育するための計画について 育 後児、休 とにより当該子!|者」という。) 休 当該時間2 雇に

。 にが用よ つ三教り

教休

し休

業居し !係る子についたことその他 ての 再児 度休 の業 育の 見化業を-0終了時に7 し予 な測 けす

及五偶のい び号者いて第れる )あるのは「一歳六ヶ月」.る。この申出に関する事項のにあっては、次条第一項のにあっては、次条第一項で見休業をすることがで達日において育児休業をし育する一歳から一歳六ヶ日 の八びの各に は条第配号つ

こいて、す 申込みを行って いる が、 当該子 が

て、「三歳」とあるの

養育を行う予定であったものが次のいずれかに該当した場に係る子の養育を行っている配偶者であって当該子が一歳いついて、当面その実施が行われない場合いて、保育所における保育の実施を希望し、申込みを行っ た場合 に達 す る 日 後 の 期 間 に

若しくは 精 神上 の 障 害により 当該 申出 に係る子を養育すること が 困 難 な 状 態 に

情に ょ IJ 配 偶者が当該 申出 「に係る子と同居しないこととなったとき

		第八条		第四条	
当育育育遅よは児婚	状態になったとき。 (	又は第六条第二項の現定こよる大学の指定があった場条 育児休業の申出をした時間雇用教職員は、育児休の育児休業申出に係る子と同居していること。  出産予定日の六週間(多胎妊娠の場合にあっては、にないこと。	NE、疾病又は身体上若しくは精業に就いていないこと (育児休第二号に規定する常態として養週間の所定勤務日数が二日以下かつ、当該労働契約の更新がな児休業により養育する子が一歳学に引き続き雇用された期間が	合こおける当該時間雇用数体業により養育しようとな体業申出があった日の翌日が変けるのでのできない。	しないとき。

日以下の者を含む。) であること。
第二十四条に規定する時間給を減額する。第十九条 育児部分休業により勤務しない場合には、その勤務しない一時間
況等から必要とされる時間について、三十分を単位として行うものとする。は、二時間から当該保育時間を減じた時間)を超えない範囲内で、時間雇用教職員の託児の態様、通勤の状雇用教職員就業規則第四十六条第二項第三号に規定する保育時間を承認されている時間雇用教職員について則」という。) 第三十八条に規定する正規の勤務時間の始め又は終りにおいて、一日を通じて二時間 (時間第十七条 育児部分休業は、国立大学法人京都大学時間雇用教職員就業規則 (以下「時間雇用 教職員就業規
週間の所定勤務日数が二日以下の時間雇用教職I字に引き続き雇用された期間が一年に満たない!職員
養育しようとする子を時間雇用教職員以外の当該子の親が養育することができる場合における当該時間雇ニがいる時間雇用教職員のほか、育児部分休業をしようとする時間において、育児部分休業により体業をしている時間雇用教職員 育児部分休業により養育しようとする子について、配偶者が育児・介護休業法その他の法律により育児とができない。
次の各号の一(労使協定がある場合
3 第五条第四項の規定は、前項の届出について準用する。
1、14166。 四 育児休業をしている時間雇用教職員について当該育児休業に係る子以外の子について育児休業が開始さ三 育児休業をしている時間雇用教職員について産前の休暇又は産後の休暇が開始されたとき。 二 育児休業申出に係る子が一歳に達したとき。 第799第三項各号に掲げる事由が生したとき
日、第三号及び第五号に掲げる事情が生じた場合にあってはその前日)に終了する。 日、第三号及び第五号に掲げる事情が生じた場合にあってはその日から二週間以内であって大学の指定した(第八条第三項第五号に掲げる事情が生じた場合にあってはその日から二週間以内であって大学の指定した開業十条 育児休業期間は、次の各号の一に該当する場合には、前条の規定にかかわらず、当該事情が生じた日
五 時間雇用教職員以外の育児休業申出に係る子の親が常態として養育することができることとなったとき。 休業申出に係る子が一歳に達するまでの間、当該子を養育することができない状態になったとき。 四 育児休業申出をした時間雇用教職員が、負傷、疾病又は身体上若しくは精神上の障害により、当該育児

	第三十一条			第二十七条		
二 同居を条件とする 二 同居を条件とする 二 同居を条件とする 二 同居を条件とする 二 同居を条件とする 二 可居を条件とする 二 可居を条件とする 二 一同居を条件とする 二 一同居を条件とする 二 一同居を条件とする 二 一同居を条件とする 二 一同居を条件とする 二 一同居を条件とする 二 一同居を条件とする 二 一同居を条件とする 二 一一一同居を条件とする 二 一一一一一一一一一一一一一一一一一一一一一一一一一一一一一一一一一一一一	二条第二項の規定による労使協定がある場合に限る。) に該当する時間雇用教職員は、これを行うことがでにより、介護休業をすることができる。ただし、次の各号の一(第四号については、育児・介護休業法第十り日常生活を営むのに支障がある者(以下「要介護者」という。) を介護するために、大学に申し出ること第三十一条 時間雇用教職員は、負傷、疾病又は身体上若しくは精神上の障害により二週間以上の期間にわた	四 一週間の所定勤務日数が二日以下の時間雇用教職員 三 大学に引き続き雇用された期間が一年に満たない時間雇用教職員 二 正規の勤務時間の全部が深夜にある時間雇用教職員 しない者でないこと。 ハ 六週間 (多胎妊娠の場合にあっては、十四週間)以内に出産する予定であるか又は産後八週間を経過	でないこと。傷、疾病又は身体上若しくは精神上の障害にと。と。といれて就業していない者(深夜における下同じ)であって、次の名号のにすれて就業していない者(深夜における下同じ)であって、次の名号のにすれたも	ᄶᆿᇈ	二 一週間の所定勤務日数が二日以下の時間雇用教職員 一 大学に引き続き雇用された期間が一年に満たない時間雇用教職員2 前項に定めるもののほか、前条の請求は、次の各号の一に該当する時間雇用教職員は行うことができない。四 請求に係る子と同居している者であること。	はい者でないこと。

第四十四条 第四十四条 第四十四条 第四十四	第四十一条 2 が要と 2 が表 3 が表 4	第四十条 第四十条 二	第三十八条    第三十八条	第三十五条 第三十五条 の初日を かいう。) 第三十五条 第三十五条 第三十五条 おこれ うき かんしゅう かんしゅん しんしゅん かんしん しんしゅん しんしゅん しんしん しんし	
ない。項の規定にかかわらず、次の各号の一に該当する時間雇用教職員は時間外勤務の制限を請求することが項の規定にかかわらず、次の各号の一に該当する時間雇用教職員は、この限りでない。外勤務を命ぜられることはない。ただし、業務の正常な運営を妨げる場合は、この限りでない。四条 時間雇用教職員は、要介護者を介護するために、大学に請求することにより、制限時間を超えて	要とされる時間について一時間を単位として行うものとする。介護部分休業は、一日を通じ、始業の時刻から連続し、又は終業の時刻まで連続した四時間の範囲内で、継続する状態ごとに一回とする。介護部分休業だけの場合 要介護者一人につき、通算九十三日の期間。ただし、要介護者の各々が一の護者の各々が一の継続する状態ごとに一回とする。 介護休業も取得する場合 介護休業と併せて要介護者一人につき、通算九十三日の期間。ただし、要介四十一条 介護部分休業ができる期間は、次の各号によるものとする。	一週間の所定勤務日数が二日以下の時間雇用教職員  介護部分休業申出があった日の翌日から九十三日以内に退職することが明らかな時間雇用教職員  大学に引き続き雇用された期間が一年に満たない時間雇用教職員  大学に引き続き雇用された期間が一年に満たない時間雇用教職員(別事の) に該当する教職員は、これを行うことができない。  「一個の主義をは、 これを行うことができない。	条に規定する時間給を減額する。 条 介護休業により勤務しない場合には、その勤務しない一時間につき、時間雇用教職員就業規則第	日を介護休業開始予定日とする介護休業申出をする場合には、これを適用しない。	配偶者の子の配偶者のの配偶者のの配偶者のの配偶者のとしている。これでは、これでは、これでは、これでは、これでは、これでは、これでは、これでは、

四 一週間の所定勤務日数が二日以下の時間雇用教職員 三 大学に引き続き雇用された期間が一年に満たない時間雇用教職員 二 正規の勤務時間の全部が深夜にある時間雇用教職員	
より音でよりことが過間(多胎妊娠)	
こある 皆でな 負傷、疾病又	
これ。深夜において就業していない者(深夜にの気がです)で、次の名号のいで	
人上り司居り尿矢であって、欠りる品り1げれこら変針の十九条   一 当該請求に係る深夜において、常態として当該要介護四十九条   第四十九条 前条の規定にかかわらず、次の各号の一に該当	第四
二 一週間の所定勤務日数が二日以下の時間雇用教職員   大学に引き続き雇用された期間が一年に満たない時間雇用教職員	